

	埼玉県報	号外第 38 号 令和 8 年(2026 年) 9 月 30 日 水曜日
目 次		
規則 ○ 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課） ○ 栄養士法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課） ○ 保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課） ○ 調理師法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課） ○ 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課） ○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課） ○ 歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則（医療整備課）		

規 則

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第六十二号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式及び別記第七号様式を次のように改める。

別記第 6 号様式（第 1 2 条関係）

第 号

合 格 証

（氏名）

年 月 日生

年 月 日施行の一般
特 定 品 目
農業用品目毒物劇物取扱者試験に合格したことを証する。

年 月 日

埼玉県知事 印

別記第 7 号様式（第 1 3 条関係）

毒物劇物取扱者試験合格証明書交付申請書

合格証番号	第 号
試験施行年月	年 月
試験の種類	
申請理由	

上記により、毒物劇物取扱者試験合格証明書の交付を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

（受験時の氏名 ）

年 月 日生

電話番号 （ ）

（宛先）

埼玉県知事

- （注） 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 「試験の種類」欄には、「一般」、「農業用品目」又は「特定品目」の別を記載すること。
3 受験時から氏名を変更したときは、（ ）内に受験時の氏名を記載すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の毒物及び劇物取締法施行細則別記第六号様式による合格証は、改正後の毒物及び劇物取締法施行細則別記第六号様式による合格証とみなす。

- 3 改正前の別記第七号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第六十三号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「（国籍）」を「（都 道 府 県国籍等）」に、「都 道 府 県国籍」を「都 道 府 県国籍等」に、「外国国籍」を「都 道 府 県国籍等（外国）」に改める。

の国籍を有する」や「日本の国籍を有しない」及び「国籍で」や「住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等で」に改める。

様式第二号中「国籍」を「国籍等」に改める。

様式第三号中「（国籍）」を「（都 道 府 県国籍等）」に、「都 道 府 県国籍」を「都 道 府 県国籍等（外国）」に改める。

籍を有する者は」や「日本の国籍を有しない者は、」及び「国籍で」や「住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等で」に改める。

様式第四号及び様式第五号を次のように改める。

様式第 4 号

栄養士名簿登録抹消申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出人の住所

届出人の氏名

続 柄

届出人の電話番号 ()

下記により、名簿の登録を抹消するよう免許証及び関係書類を添えて申請します。

記

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
申請理由	本人申請 死亡 失踪		
登録者の 本籍地 (国籍等)	都道府県	登録者の 生年月日	年 月 日
ふりがな	(氏)	(名)	
登録者の 氏名			

添付書類

- 1 免許証（紛失した場合は、紛失申立書）
- 2 死亡又は失踪の場合は、死亡診断書、除籍抄（謄）本又はその他関係書類

様式第 5 号

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

栄 養 士 免 許 証 再 交 付 申 請 書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

〒
住 所
氏 名
電話番号 自宅（携帯） ()
勤務先 ()

次のとおり栄養士免許証の再交付を申請します。

登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
再 交 付 理 由	破った 汚した 失った		
本 籍 地 (国 籍 等)	都 道 府 県		
ふ り が な	(氏)	(名)	
氏 名			
	(旧姓)		
※ 通 称 名			
生 年 月 日	年 月 日		

注 1 日本の国籍を有しない者は、本籍地を住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等で、生年月日を西暦で記入すること。

また、免許証に通称名が併記されている場合は、※欄に記入すること。

2 免許証に旧姓が併記されている場合は、(旧姓) 欄に記入すること。

附 則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

2 この規則による改正前の栄養士法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十四号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「図」を「図」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第 2 号（第 2 条関係）

准 看 護 師 免 許 証

本 籍 地 都 道 府
県 名（国籍等）
（氏 名）
年 月 日生

保健師助産師看護師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 3 号）により免許された准看護師であることを証明する。

年 月 日

埼玉県知事 印

准看護師籍登録年月日 年 月 日
准看護師籍登録番号 第 号

様式第五号中「（国籍）を」（国籍等）と、 「外国の国籍を有する」を「日本の国籍を有しない」と、 「国籍で」を「住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等」に改める。

様式第六号を次のように改める。

様式第 6 号（第 2 条関係）

受 付 印 欄	手 数 料 収 入 済 欄

准看護師籍訂正・准看護師免許証書換交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

(〒 ー)

住 所

氏 名

電話番号 自宅（携帯）

職場

下記により、関係書類を添えて准看護師籍訂正・免許証書換交付を申請します。

記

登 録 番 号	第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	婚姻 離婚	養子縁組 帰化	転籍 氏名の変更 その他 ()
変 更 理 由 の 生じた年月日	年 月 日		

変 更 事 項	変 更 前		変 更 後	
本 籍 地 (国 籍 等)	都 道 府 県		都 道 府 県	
旧 姓 併 記 の 希 望 の 有 無			有 ・ 無	
ふ り が な	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名	(旧姓)		(旧姓)	
※通 称				
性 別	男 ・ 女		男 ・ 女	
生 年 月 日	年 月 日		年 月 日	

- 注 1 変更前欄には免許証記載の本籍地、氏名及び生年月日を記入すること。
変更後欄には変更がある事項のみを記入すること。
- 2 日本の国籍を有しない者は、本籍地を住民基本台帳法第 3 0 条の 4 5 に規定する国籍等で、生年月日を西暦で記入すること。また、通称名の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。
- 3 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓) 欄に記入すること。

様式第七号中「外国の国籍を有する」を「日本の国籍を有しない」に改める。
様式第九号から様式第十一号までを次のように改める。

様式第 9 号（第 2 条関係）

受 付 印 欄	手 数 料 収 入 済 欄

准看護師免許証再交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日
(〒 -)

住 所
氏 名
電話番号 自宅（携帯）
職場

下記により、関係書類を添えて准看護師免許証の再交付を申請します。
記

登 録 番 号	第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
再 交 付 理 由	損傷（破った、汚した） 亡失		
本 籍 地 （ 国 籍 等 ）	都 道 府 県		
ふ り が な	(氏)	(名)	
氏 名			
	(旧姓)		
※通 称			
生 年 月 日	年 月 日		

- 注 1 日本の国籍を有しない者は、本籍地を住民基本台帳法第 3 0 条の 4 5 に規定する国籍等で、生年月日を西暦で記入すること。 また、免許証に通称名が併記されている場合は、※欄に記入すること。
- 2 免許証に旧姓が併記されている場合は、(旧姓) 欄に記入すること。

様式第 1 0 号（第 2 条関係）

第 号

合 格 証 書

本 籍 地 都 道 府
県 名（国籍等）

（氏 名）

年 月 日生

年 月 施行の准看護師試験に合格したことを証する。

年 月 日

埼玉県知事

印

様式第 1 1 号（第 2 条関係）

第 号

合 格 証 明 書

本 籍 地 都 道 府
県 名（国籍等）

（氏 名）

年 月 日生

年 月 施行の准看護師試験に合格したことを証明する。

年 月 日

埼玉県知事

印

様式第十二号中「図」を「図」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の保健師助産師看護師法施行細則（次項において「旧規則」という。）に定める様式（様式第二号、様式第十号及び様式第十一号を除く。）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則様式第二号による准看護師免許証、様式第十号による合格証書及び様式第十一号による合格証明書は、それぞれ改正後の保健師助産師看護師法施行細則様式第二号による准看護師免許証、様式第十号による合格証書及び様式第十一号による合格証明書とみなす。

規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第六十五号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三号を次のように改める。

様式第 1 号

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

調理師名簿訂正・調理師免許証書換え交付申請書
(宛先) 埼玉県知事

年 月 日
(〒 ー)
住 所
氏 名
電話番号 自宅(携帯) ()
勤務先 ()

次のとおり登録事項及び記載事項に変更を生じたので、調理師名簿の訂正及び調理師免許証の書換え交付を申請します。

登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
変 更 理 由	婚姻 養子縁組 転籍 氏名の変更 離婚 帰化 その他 ()		
変 更 日 年 月 日	年 月 日		

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
本 籍 地 (国 籍 等)	都道 府県	都道 府県	
旧 姓 併 記 の 希 望 の 有 無	有 ・ 無		
ふ り が な	(氏) (名)	(氏) (名)	
氏 名	(旧姓)	(旧姓)	
※ 通 称			
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女	
生 年 月 日	年 月 日		

- 注 1 変更前欄には免許証記載の本籍地及び氏名を記入すること。また、生年月日を記入すること。
変更後欄には変更がある事項のみを記入すること。
- 2 日本の国籍を有しない者は、本籍地を住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等で、生年月日を西暦で記入すること。
また、通称の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。
- 3 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓)欄に記入すること。

様式第 3 号

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

調 理 師 免 許 証 再 交 付 申 請 書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

(〒 ー)

住 所

氏 名

電話番号 自宅 (携帯) ()

勤務先 ()

次のとおり調理師免許証の再交付を申請します。

登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
再 交 付 理 由	破った 汚した 失った		
本 籍 地 (国 籍 等)	都 道 府 県		
ふ り が な	(氏)	(名)	
氏 名			
	(旧姓)		
※ 通 称			
生 年 月 日	年 月 日		

注 1 日本の国籍を有しない者は、本籍地を住民基本台帳法第 3 0 条の 4 5 に規定する国籍等で、生年月日を西暦で記入すること。
また、免許証に通称名が併記されている場合は、※欄に記入すること。

2 免許証に旧姓が併記されている場合は、(旧姓) 欄に記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調理師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十六号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「国籍」を「国籍等」に改める。

様式第二号中「（国籍）を」（国籍等）に、
「都道府県を「都道府県」に、
「都道府県」に、
「外国」に、
「外国（国）」

の国籍を有する」や「日本の国籍を有しない」に、
「国籍で」や「住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等で」に改める。

様式第三号中「（国籍）を」（国籍等）に、
「都道府県を「都道府県」に、
「都道府県」に、
「外国の国（国）」

籍を有する者は」や「日本の国籍を有しない者は、」に、
「国籍で」や「住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等で」に改める。

様式第五号、様式第六号及び様式第八号から様式第十号までを次のように改める。

様式第 5 号（第 5 条関係）

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

製菓衛生師免許証再交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

〒

住 所
氏 名

電話番号 自宅（携帯） ()
勤務先 ()

次のとおり製菓衛生師免許証の再交付を申請します。

登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
再 交 付 理 由	破った 汚した 失った		
本 籍 地 (国 籍 等)	都 道 府 県		
ふ り が な	(氏)	(名)	
氏 名			
	(旧姓)		
※ 通 称 名			
生 年 月 日	年 月 日		

- 注 1 日本の国籍を有しない者は、本籍地を住民基本台帳法第 3 0 条の 4 5 に規定する国籍等で、生年月日を西暦で記入すること。また、免許証に通称名が併記されている場合は、※欄に記入すること。
- 2 免許証に旧姓が併記されている場合は、(旧姓) 欄に記入すること。

様式第 6 号（第 5 条関係）

埼玉県製菓衛生師試験受験願書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

		※受験番号	
住 所	〒 ー 都 道 府 県		
電 話 番 号			
ふ り が な			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
() 製造技能士の資格の有無（該当する箇所を○で囲んでください。）			
有り（特級・1級・2級） 製菓理論及び実技の免除を （申請します ・ 申請しません）		無し	
最 終 学 歴	年 月 卒業 学校名： _____ 所在地： _____ 都道府県 _____ 市区町村 _____		

- 注 1 日本の国籍を有しない者は、生年月日を西暦で記入すること。
- 2 電話番号は、日中に連絡の取れる番号を記入すること。
- 3 ※欄は記入しないこと。

様式第 8 号 (第 5 条関係)

第 号

合 格 証 書

(氏 名)

年 月 日生

年 月施行の製菓衛生師試験に合格したことを証する。

年 月 日

埼玉県知事

様式第 9 号（第 5 条関係）

第 号

合 格 証 明 書

（氏 名）
年 月 日生

年 月 施行の製菓衛生師試験に合格したことを証明する。

年 月 日

埼玉県知事 印

様式第 1 0 号（第 5 条関係）

合 格 証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所	
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

製菓衛生師試験の合格証明書の交付を受けたいので、製菓衛生師法施行細則第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

合 格 証 書 番 号	第 号
試 験 施 行 年 月	年 月
申 請 理 由	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の製菓衛生師法施行細則（次項において「旧規則」という。）に定める様式（様式第八号及び様式第九号を除く。）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

- 3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則様式第八号による合格証書及び様式第九号による合格証明書は、それぞれ改正後の製菓衛生師法施行細則様式第八号による合格証書及び様式第九号による合格証明書とみなす。

規 則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号を次のように改める。

二 氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県（日本国籍を有していない者については、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。））

様式第七号を次のように改める。

様式第 7 号（第 8 条関係）

第 号

合 格 証 書

本 籍 地 都 道 府
県 名（国籍等）
（氏 名）
年 月 日生

年 月施行の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 3 6 条の 8 第 1 項の登録販売者試験に合格したことを証する。

年 月 日

埼玉県知事 印

様式第八号及び様式第九号中「図」を「図」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）に定める様式（様式第七号を除く。）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則様式第七号による合格証書は、改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則様式第七号による合格証書とみなす。

規則

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十八号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

菌科技工士法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

樣式第四号中

様式第四号中

名 称	
-----	--

を

名 称	(歯科技工所番号:)
-----	--------------------

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。